

様式 1

平成 2 8 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【結果分】

部局等名 総務部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|---|---|--|
| 34 | <p>4 公有財産</p> <p>(1) 合理的理由を欠いた使用料減免等</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>庁舎敷地といえども、地方公営企業の事業に供している点に変わりはないのであるから、無償使用とする合理的根拠は希薄である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>使用料減免等の審査を適切に行う。</p> <p>使用料減免等と取り扱う合理的理由がなければ、適正な使用料等を徴収する。</p> | <p>上下水道局の庁舎敷地は、普通財産に分類され整理されていますが、実態に合うよう盛岡市財務規則第177条第3項の規定に基づき、上下水道局に所属換えを行います。</p> <p>(管財課)</p> | <p>上下水道局の庁舎敷地について、盛岡市財務規則第177条第3項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで上下水道局に所属換えを行いました。</p> <p>(管財課)</p> |

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

様式 1

平成 2 8 年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名 総務部

| 報告書頁 | 指摘事項等 | 措置計画 | 措置状況(担当課) |
|------|--|---|---|
| 34 | <p>4 公有財産</p> <p>(1) 合理的理由を欠いた使用料減免等</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>水道事業の事業用地としての利用であり，利用者が費用負担するものであるから，使用料減免等と取り扱う合理的理由があるといえるか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>使用料減免等の審査を適切に行う。</p> <p>使用料減免等と取り扱う合理的理由がなければ，適正な使用料等を徴収する。</p> | <p>使用料減免等の審査に当たっては，第一次的に根拠となる盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の減免要件に該当するかどうかを検討し，第二次に個別の事情に照らし合わせ，さらに合理性・妥当性を慎重に吟味したうえで減免の可否を決定してまいります。</p> <p>(管財課)</p> | <p>平成29年度からの使用料減免等の審査に当たっては，盛岡市財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の減免要件に該当するかどうかを十分に検討し，個別の事情に照らし合わせ，慎重に減免の可否を決定しています。</p> <p>(管財課)</p> |

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。